

## 職業紹介業務運営規程

(公益財団法人ふるさと島根定住財団 無料職業紹介所)

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）

第33条の規定に基づき、公益財団法人ふるさと島根定住財団 無料職業紹介所が行う無料の職業紹介業務の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(求人)

第2条 当財団は、島根県へのU・Iターン希望者を対象とするすべての求人の申込みを受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないことがある。

- (1) 申込みの内容が法令に違反する場合
- (2) 求職者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件」という。）が、通常と比べて著しく不相当であると認める場合
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人

2 求人者は、所定の求人票に必要事項を記入し、求人申込みを行うものとする。

3 求人申込みの際には、当財団に対し、労働条件を明示しなければならない。

(求職)

第3条 当財団は、島根県へのU・Iターンを希望するすべての求職の申し込みを受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合は、これを受理しないことがある。

2 求職者は、所定の求職票に必要事項を記入し、求職申込みを行うものとする。

(紹介)

第4条 当財団は、職業の紹介にあたり、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者にはその希望と能力に適合する職業を、求人者にはその労働条件等に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 同盟罷業又は作業所閉鎖により労働争議中の事業所の求人に対する紹介は、争議が解決するまで行わないことができるものとする。

3 紹介に際しては、求職者に労働条件の明示を行うものとする。

(職業紹介業務担当者)

第5条 職業紹介業務は、公益財団法人ふるさと島根定住財団 無料職業紹介所の移住支援コーディネーター（以下「業務担当者」という。）が行う。

(守秘義務)

第6条 業務担当者は、法第51条の規定に基づき、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第7条 当財団は、法第3条の規定に基づき、求職者又は求人者に対し、職業紹介業務について差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(報告)

第8条 求職者及び求人者は、雇用関係成立又は不成立の結果を業務担当者に対し、報告しなければならない。

2 求人者は、当財団の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて業務担当者に対し、報告しなければならない。

(情報提供)

第9条 当財団は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行わないものとする。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当財団が当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じるものとする。

(業務運営)

第10条 当財団の職業紹介業務の運営は、この規定に定めるもののほか、法及びこれに基づく通達等の規定によるものとする。

附 則

この規程は平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規程は令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。